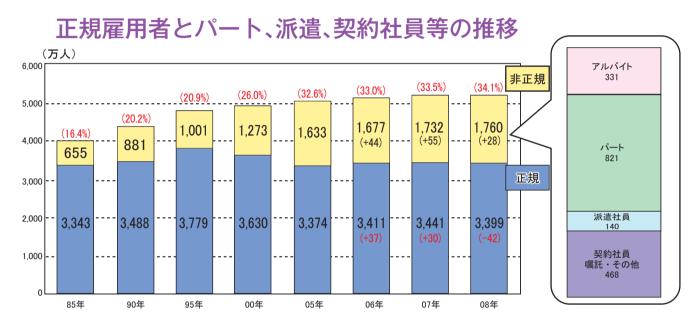
特集

非正規雇用をどう安定化させるか

一セーフティネット、支援策のあり方一

金融危機に端を発した実体経済への影響が、雇用面でも顕在化してきた。その矢面に立たされているのが、非正規労働者である。パート・契約社員、派遣労働者といった非正規雇用が3割を超える現実を踏まえて、今後いかなるセーフティネット機能の強化や支援策が必要なのか。有識者の提言に加え、就職氷河期を経験した「ロスジェネ世代」の声、さらに非正規雇用に対して処遇改善の取り組みを積極的に進める企業の事例から、これからの政策の方向性を考える。



資料出所 2000 年までは「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005 年以降は「労働力(詳細集計)」(年平均)による。

<有識者アンケート>非正規労働者の雇用安定化に必要なこと

大橋範雄 大阪経済大学教授 奥谷禮子 ザ・アール代表取締役

奥西好夫 法政大学教授 權丈英子 亜細亜大学准教授

玄田有史 東京大学教授 佐野嘉秀 法政大学准教授

龍井葉二 連合非正規労働センター長 鶴光太郎 経済産業研究所上席研究員

永瀬伸子 お茶の水女子大学教授 仁田道夫 東京大学教授

橋本陽子 学習院大学教授 メアリー・ブリントン ハーバード大学教授

古郡鞆子 中央大学教授 村松久良光 南山大学教授

樋口美雄 慶應義塾大学教授 (50音順)

さらに多重派遣に際しての派遣労働者 ための有効な法規定を有しておらず、 に際しても派遣法は派遣労働者保護の ていなかったのである。また偽装請負

使用者責任の明確化と派遣労働者の保護

大阪経 済大学経済学部教授 大橋 範雄

が問われる事態である。この中で政府 まさにこれは、「人間の尊厳」とは何か や誰の目にも明らかとなってきている。 ネットカフェ難民問題に端を発し、年 会に提出したのである。 れる「派遣切り」から二○○九年問題 末年始にかけての「派遣村」に象徴さ 、とつながる一連の事態の異常さは今 昨年一一月四日派遣法改正案を国 年来の偽装請負、ワーキングプア・

るか派遣期間満了後派遣契約の更新を 先が派遣元との派遣契約を中途解約す れ以前は職安法にいう労働者供給事業 わが国では一九八五年制定の派遣法に と「使用」の分離した派遣労働関係は の必要性が存在するのである。「雇用」 係の法構造からくる派遣労働者の保護 いわざるを得ない。ここに派遣労働関 労働者の解雇に結び付くのか不思議と い派遣先による一連の行為がなぜ派遣 かし、派遣労働者と労働契約関係にな る派遣労働者の解雇を指している。 拒絶したことを理由とする派遣元によ 面している。「派遣切り」とは、派遣 労働権および生存権の否定の危機に直 ており、その彼らが「派遣切り」によ よって初めて承認されたのであり、そ として罰則つきで禁止されていたもの 今日派遣労働者は三八四万人に達し 雇用のみならず住居も失うという し

> らに失業給付の受給資格を有していな 法は、派遣許可の取消し規定を有して ことは事実である。たとえば昨年七月 るようにセーフティネットも構築され を保障することができなかったし、さ 就労させられていた派遣労働者の雇用 来最も保護されるべき違法派遣状態で はいるが、その際の派遣労働者保護に より廃業に追い込まれたときにも派遣 にグッドウィルが派遣許可の取消しに の保護を有効にはかることができない 行法では違法派遣に際して派遣労働者 題が解決するのであろうか。確かに現 たしてそれで派遣労働が有している問 九年派遣法改正以前のポジティブリス らに派遣労働の原則自由化を認めた九 録型派遣や製造業への派遣の禁止、さ 派遣労働者の保護という視点から、 い者が圧倒的多数であった事に見られ ついての規定を有していないので、 との意見が強く主張されているが、果 ト方式による限定的承認の段階に戻せ ての活発な議論が巻き起こっている。 刻な事態に直面して派遣法改正につい であった。 今日、 派遣労働者のおかれている深 登 本

> > 違法派遣に際しての派遣労働者の救済 を九九年法改正以前の状態に戻しても 変更はない。したがって、単に派遣法 制定当初より今日に至るまで基本的に についての私見を述べてみよう。 では派遣法はいかに改正されるべきか 問題は何も解決しないであろう。それ 点についてはわが国の派遣法は八五年 いいほど有していないのである。この 者の効果的な保護規定を全くといって 遣法は、違法派遣に際しての派遣労働 を有していないのである。要するに派 の保護についても同様に有効な法規定

働契約と派遣契約は両者とも無効とな るべきであり、「派遣切り」に際して見 遣先が存在するときだけ派遣労働者を 遣労働関係は成立せず、その際には労 責任を果たしたとはいえないので、 前面接・特定行為は、派遣元の雇い主 とを理由とする解雇や派遣先による事 られるように派遣先が見つからないこ 係成立の前提条件を欠くので禁止され が一致する登録型派遣は、派遣労働関 したがって、派遣期間と労働契約期間 用者責任を果たしているとは言えない 雇用する派遣元は、雇い主としての使 担を負い得ることが不可欠である。 を有しており、 元が真に派遣労働者の雇い主たる実態 派遣労働関係成立のためには、派遣 雇い主としての危険負 派

> 当該労働関係における労働条件は「人 成立を擬制する法規定も創設すべきで 件原則から、派遣労働関係への均等待 制を認める法規定を創設すべきであろ 先と派遣労働者との間に労働関係の擬 ある。派遣労働関係がその存在を許さ 任を果たしていないことを理由に当該 ある派遣元に課し、それが実現されな 遇原則の適用を第一義的には雇い主で う。また同一(価値)労働同一労働条 る。このような視点からの法改正が望 きにのみ「雇用」と 遣労働関係が合法的に成立していると ためには派遣元および派遣先の使用者 充たす」ものでなければならず、その たるに値する生活を営むための必要を る内容でなければなるまい。すなわち 遣労働者の「人間の尊厳」が確保され れる労働関係であるとするならば、派 遣先と派遣労働者との間に労働関係の 派遣労働関係を無効とし、代わって派 いときには派遣元は雇い主としての責 責任が重要である。派遣元と派遣先は 本来、連帯して使用者責任を負うが派 代わって指揮命令権者である派遣 「使用」が分離す

ザ・ アー ル代表取締役 奥谷禮子

精密機械産業、造船業。 与えている。自動車産業、 出関連産業不振が国内経済に大打撃を 危機で、世界同時不況に突入した。 サブプライム問題に端を発した経済 鉄鋼産業 輸

で大騒ぎになっている。 昨年来から、派遣切り、などの呼び方 有期労働者が解雇を余儀なくされて、 年末には「派遣村」なるものが誕生 そういう産業を中心に職を得ていた 約五○○名の失業者が集まり、そ

だろうか。 の拒否の理由だが、私ばかりでなく多 あった。事務職である、時給が安い、 実際に応募したのはわずか四、五人で くの人が強い疑問を持ったのではない 遠隔地である、などといった理由がそ ○○件近くの求人が寄せられたのに、 しかし、彼らに自治体を中心に四○

期契約が同年に一斉に切れることが憂 とが、この一件で明らかになった。 まだ仕事を選ぶ余裕のある人らしいこ なかったのか。そうではなく、彼らは 日ただいまの生活に困っている人では 九年問題といって、以前から三年の有 そもそも派遣社員で働くということ その派遣村に集まった人びとは、 有期で働くことが前提である。○ 今

> る時期がいずれ来ることは知っていた 派遣で働く人間は誰しも雇い止めされ 慮されていたことからも分かるように

業性善説に立っていすぎたのではない 男性の一人は手持ち金が三〇〇円しか あり、裁判に訴えられれば敗訴する。 ない、と答えていた。派遣でいつ期限 カ月分の給料は保障されることになっ らないし、 新がされないことを告知しなくてはな でしか出来ないと思う。 か、また自己防衛は、ある程度は自分 しておかなかったのか、あまりにも企 安全保障のために少しずつでも貯金を が切れるか分かっていて、なぜ自分の ている。それを守らない企業は違法で 派遣村でインタビューを受けていた 派遣先企業は最低一カ月前に契約更 途中解約する場合は最低一

付が認められた。

の半数にあたる人びとに生活保護の給

制限緩和を打ち出している。 業給付と生活保護のうち、失業給付の ろ政府は、二つのネット、 ことが急務の問題である。いまのとこ この人たちにセーフティネットを張る 者が一○○○万人いると言われている。 いま雇用保険に未加入の非正規労働 いわゆる失

以上の雇用見込みがないと雇用保険に が六カ月に短縮された。それと、一年 たとえば、失業給付を受けるには以 一年の保険料納付が条件だったの

これも緩和された。 加 しかし、雇用見込み期間にかかわら

期的にイタンビューをし、職探しをサ ましいが、費用負担に関しては、六カ とえば雇用カウンセラーが失業者と定 が日経新聞で書いていたことだが、た は鶴光太郎経済産業研究所上席研究員 けるための支援も必要であろう。これ えられる。 月までは国が負担するということも考 に雇用保険の適用がなされることが望 あるいは、 労災保険と同様にすべての雇用者 失業者が新しい職を見つ

である。 これを強制加入させる方途を探るべき 保険の支払いを拒否するケースもある。 りを多くするために労働者自身が雇用 があることである。もう一つは、手取 折半で払う雇用保険に未加入のところ 問題は、事業所によっては労働者と

限するような方法も参考になるだろう。

グラムを受けない者には失業給付を制 ポートしたり、反対に訓練などのプロ

れで定住の場所を得て、職探しが出来 を工面する「緊急融資制度」や、 る 促進住宅の臨時開放なども決めた。こ 金・礼金などを借りるための初期費用 政府はほかに住まい確保ために、 雇 敷 用

入できなかったのを六カ月以上と、

手薄いことが問題である。 ているが、日本はその前段階の部分で ネットの張り方が世界各国で模索され とである。働く意欲を持たせるような ほどにモラルハザードを招きやすいこ セーフティネットの問題は厚くする

である。 るわけで、 には常に新しい知識・技術が求められ ある。グローバル化の進行に対処する 戻りやすい仕組み作りを考える必要が を少なくする事も重要な課題である。 せることにより単純労働に就く労働者 ろう。個人になんらかの技術力を持た 給付する仕組みが必要になってくるだ 求職活動をすることを前提に生活費を そのためには、職業訓練を受けながら で、スキル ように正社員を含めて辞めさせやすく、 すきまを埋める施策が求められている もっと大元の議論で、デンマークの 日本の場合、失業保険と生活保護 雇用の流動性を高めること アップの機会も増やす方策

はこの意見に賛成である。 いくことが必要だ」と書いている。私 ながら、この経済危機に立ち向かって 働者が景気変動のリスクを分かち合い げた鶴氏は、「正規・非正規双方の労 からの課題ではないだろうか。先に挙 そういう世界を目指すことが、これ

ヨーロッパの経験と日本への示唆

法政大学経営学部教授、 I L 0 玉 |際労働 研究所訪問 研 究員 奥西好夫

有期雇用はヨーロッパでも大きな問題である。雇用労働者に占める有期雇 れも高く、フランス、ドイツ、オランダは一〇数%、デンマークは九%、イギは一〇数%、デンマークは九%、イギルーの数%、デンマークは九%、イギルーのとでは一個では、高度成長期には漸減傾向にあまったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境に上昇に転じ、まったが、一九七五年を境にといる。

八〇年代半ばに行われた政策転換によ八〇年代半ばに行われた政策転換によ八〇年代半ばに行われた政策転換による。雇用保護の強い有期雇用比率は一〇%入された結果、有期雇用比率は一〇%入された結果、有期雇用比率は一〇%入された結果、有期雇用比率は一〇%入された結果、有期雇用比率は一〇%入された結果、有期雇用が政策的に導雇用保護の強い正規雇用者中心の後、有期雇用に対する規制緩和が図られたが、規雇用に対する規制緩和が図られたが、

安定性、過度の流動性による失業増加、を顕在化させただけでなく、雇用の不を顕在化させただけでなく、雇用の不成果は芳しくない。有期雇用者の労働成果は芳しくない。有期雇用者の労働の「部分的柔軟化」を図ったが、そのの「部分的柔軟化」を図ったが、そのの「部分的柔軟化」を図ったが、そのの「部分的柔軟化」を図ったが、そのの「部分的柔軟化」を図ったが、

れている。
技能形成へのマイナス効果等が指摘さ

では、「部分的柔軟化」がよくないとでは、「部分的柔軟化」がよいのか。 すれば、「全面的柔軟化」がよいのか。 ある。これらの国の有期雇用比率は比較的低いが、正規雇用との格差問題は存在するし、雇用労働者全体の賃金格存在するし、雇用労働者全体の賃金格存在するし、雇用労働者全体の賃金格存在するし、雇用労働者全体の賃金格替やすという理論的・実証的根拠も

五% 補完している(医療、教育も無料)。 といった社会的セーフティ・ネットで 厚い失業保険、強力な再就職支援措置 保護には問題を抱えている。一方、デ フルタイマーと同じに位置付けている。 パート)、その労働者としての権利を 国として有名だが(就業者の四七%が クだ。オランダは、 り上げられるのがオランダとデンマー ただし税負担は世界トップクラスであ 性」を保障しつつ、適用範囲が広く手 ンマークは、企業に米英並みの「柔軟 ただし、有期雇用者の労働条件、権利 (flexi-curity) の好事例としてよく取 こうした中で、「柔軟性+保障」 (低賃金者でも限界所得税率は四四 他に失業保険料が三%、 パートタイマー大 消費税は

> オランダやデンマークは政策決定のはialogue)という点でも際だっている。 はialogue)という点でも際だっている。オランダの賃金抑制+ワークシいる。オランダの賃金抑制+ワークシェアリング、パート政策は労使双方によきな調整努力を求めるものだが、そのような政策が合意、実行されたのは、そのガバナンス構造の成果と言って過そのガバナンス構造の成果と言って過言でない。

仕事や賃金決定の柔軟性、雇用調整の必要だが基本的には維持すべきである。ある正規雇用の良好な条件は、さまざある正規雇用の良好な条件は、さまざある正規雇用の良好な条件は、さまざ

ミットメントを損なうだろう。というメントを損なうだろう。ほ好な労使関係と労働者の高いコムの中で築き上げられてきたものである。仮に強行的に破壊しようとするなる。仮に強行的に破壊しようとするなる。仮に強行的に破壊しようとするない。さらに、こうした雇用関係思わない。さらに、こうした雇用関係思わない。さらに、こうした雇用関係思いなどが必要にできる。

多様性も踏まえつつ具体策を考える必 出して行かねばならない。 内需中心分野で良好な雇用機会を作 製造業だけでなく、社会サービス等、 と言っても、十分な成長期待を持てな 要がある。ただし、正規雇用への転換 組合せの中で、職種や個人属性による 職業訓練など社会的な保障策の充実の 用から正規雇用への転換、失業給付・ 配分はこの点を重視すべきである。 い。そうした観点からも、輸出中心型 いことには企業もなかなか踏み切れな 有期雇用者の権利保護の強化、 第二に、有期雇用問題に関しては、 公的資金の 有期雇

ナンスを再構築しなければならない。広範な利害関係者を含めた日本的ガバ広範な利害関係者を含めた日本的ガバである。このため、雇用、社会保障、財政などに関する総合的かつ整合的な財政などに関する総合的かつ整合的な財政な利害関係者を含めた日本的が、雇用、社会保障、第三に、深刻なのは官・民、労・使、



Business Labor Trend 2009.4

フレキシキュリティダ

亜 細 亜 一大学経済学部准教授 権丈英子

では、中長期的な観点からこの対策に への対策はいまだ見えていない。ここ な対策は揃ってきたが、構造的な問題 切に対応する仕組みができていないと ともなった。この背景には、 働者の解雇が急激に行われ、 ついて考えてみたい。 いう構造的な問題がある。緊急支援的 正規労働者の急増とその質的変化に適 用情勢の悪化にともない非正規労 最近の非 社会問題

性と労働者の生活保障の目指すべきは労働市場の 両柔立軟

当者の間でフレキシキュリティ法と呼 ばれるようになり、 性と保障法」が欧州の研究者・政策担 ある。一九九九年にオランダの「柔軟 よいのか。今、EUが掲げているひと が幸せな生活を送ることができるよう た制約を抱えている。そのなかで、人々 金労働力を活用できないという共通し が進み、新興国のようには豊富な低賃 しているにもかかわらず、少子高齢化 経済のグローバル化による競争が激化 つの解法は、「労働市場における柔軟件 な経済を維持するためにはどうすれば (flexibility) と労働者の生活保障 (security) の確保=フレキシキュリ (flexicurity)」という雇用戦略で 日本に限らず先進諸国では その後、 デンマー レキシキュリティを雇用戦略とするこ

るようになっ ク型のフレキシキュリティが 注目され

triangle)」と呼ばれる— しばしば 有機的に連携させることにより-されていた)積極的労働市場政策を 度、③(スウェーデンで古くから展開 給付を始めとした寛大な社会保障制 ようというものである。 柔軟性と労働者の生活保障を両立させ すい柔軟な労働市場、②手厚い失業 デンマーク・モデルは、 「黄金の三角形(the golden - 労働市場の ①解雇し

加えて、 ず、デンマークでは、早くから外部労 を支えているのである。このため、フ 出がデンマークのフレキシキュリティ をあわせた労働市場政策に二〇〇四年 紹介等)と消極的施策(失業給付等) 働市場が準備されていたこと。これに を主張してきた論者も含まれる。しか 寄せる人々には、労働者の生活保障の D諸国では トップである ことである でGDPの四・五%が投入されており しながら覚えておいてほしいのは、ま により労働市場の流動性を高めること 充実を訴える者だけでなく、規制緩和 (日本では同年に○・七%)、OEC 日本でデンマーク・モデルに関心を 積極的施策(職業訓練・職業 大規模な財政支

> 探っている。 ようとはしておらず、それぞれの道を デンマーク型をそのまま自国に導入し とに合意したEU諸国においてさえも

助的な者だけでなく、自ら生計を立て 年間、非正規労働者が大幅に増加して とは? それを考えるために、過去十 分であることを強く意識しておこう。 起こっていること、そして、この変化 ている層にも拡張してきた質的変化が いく過程で、非正規労働者が、家計補 への対応が、今の日本ではかなり不十 では、日本型のフレキシキュリティ

には何をすべきか? セキュリティの軸を強化する

さらに使用者側にとっても、 に強い引き下げ圧力が働くからである ネットが弱いと、その日の生活にも困 ない。なぜならば、一国のセーフティ 者の生活を保障するためだけに留まら 等のセーフティネットを充実する必要 されるというメリットがある。 時に労働者の生活保障への心配が緩和 を受けて、労働市場全体での労働条件 る人々による労働力の窮迫販売の影響 がある。その必要は、解雇された労働 [本ではまず、失業給付・生活保護 雇用調整

間の また、正規労働者と非正規労働者の 「均等待遇」の原則を確保する**こ**

かりと作っておく必要がある

この点、日本の状況は相当に「遅れて 非正規労働者の待遇改善になるととも いる」と評さざるを得ない。 は、今では当然のことになっており、 ュリティの議論の際に、「均等待遇」を において定めているので、フレキシキ 九九年)、労働者派遣指令(二〇〇八年) 九九七年)、有期雇用契約指令(一九 等待遇」の原則を、パート労働指令(一 に、正規労働者にとっても、 ては、正規と非正規の間の「均等待遇」 直接論じることは少ない。EUにおい お、EUでは、正規と非正規の間の き方の選択肢を広げることになる。 多様な働 均

相当額の投資が行われる仕組みを、 派生される雇用に期待したいのであれ 新興国との果てしのない賃金切り下げ の可能性は広がらない。今後、日本が あれば、彼らのキャリアや所得の向上 スキル・アップのチャンスがないので 労働者がスキルの低い仕事に集中し、 待遇」が確保されたとしても、非正規 ければならないのは、能力開発の仕 ば、企業の内外を問わず、人的資本に 重視型経済へと転換し、その経済から 競争で生き延びる道を選択せず、知識 みを整備することである。仮に「均等 これらに加えて、今後強く意識しな 組

とも重要である。「均等待遇」の確保は

校などの利害関係者が深く関わる

東京大学社会科学研究所教授 玄田有史

の関係者は、一歩ずつ解決策の積み重 は解決しないから、根本なのだ。本当 とくらい、わかっている。一朝一夕に 事者ではない。根本的な問題があるこ きまって問題の解決に奔走している当 何だか格好いい。ただ、そういう人は 小手先の策ではダメだ」と指摘すると ない。「○○に根本的な問題がある。 地道に模索している。 本的」という言葉が好きになれ

も少なからず存在する。その経験を生 的根拠を持たない妄説である。調べて 員も、年間四○万人程度いる。 かして正社員への転職を果たす非正社 経験や能力に応じて処遇される非正規 みると、職場で日々努力し、培われた われることがある。だが、それは実証 に従事し、能力開発の機会がないと言 非正規雇用者は、すべてが単純作業

日本の開発システムは、企業、親、 のチャンスがあるわけでないのも又事 にスキルの開発に本人が責任を持つ 会をいかに拡充するかにある。 実だ。課題の本質は、非正規の成長機 れた場を探して』(NTT出版)によれ 「自己主導型」であった。それに対し メアリー・C・ブリントン著 一方で、すべての非正規に能力開発 米国の人的資本開発システムは主 『失わ 学

> 属する機会は、失われつつある。 た、安定した「場」としての企業に所 し日本人の能力開発にとって重要だっ 者主導型」に従来特徴があった。 しか

るのは、能力開発に関する新たなシス システム」である。 ない。労働者本人と企業、政府が相互 者に全部お任せの「他者依存型」でも 持つ「自己責任型」でもなければ、他 テムの構築である。 に責任を果たし合う「協働型能力開発 今、雇用形態を問わず求められてい 本人のみが責任を

能力開発は効果的となる。 で提供される場が安定的であるほど、 の職場環境に大きく左右される。職場 発の実効性は、働く場を提供する企業 働者本人であるべきだ。ただし能力開 規であれ、非正規であれ、あくまで労 能力開発の最終的な決定主体は、正

約に応じて支払う関係にある。 供に対する「レント(賃貸料)」を契 者は企業との間で、労働サービスの対 両者が相互に協働して提供しあう、複 の活用・提供という、労働者と企業の の取引という以外にも、能力開発の場 価として「賃金」を得る一方、場の提 合的取引の意味合いが含まれる。労働 雇用契約には、労働サービス

別合意である。 その契約は原則、 両当事者の合意があれ 労働者と企業の個

> そのためにも現行の有期雇用上限三年 を中長期化し、内部化を促すことは、 るべきである 年程度まで拡充する柔軟化が検討され も可)という法規制を、まずは広く五 非正規の安定化に直接的に寄与する。 ることを妨げる理由はない。有期雇用 (一部専門職等や満六○歳以上は五年 期間の定められた契約が長期化す

とには一定の経済合理性もある。 短期の労働者ほど低くなってしまうこ らレントを差し引いた正味の報酬が、 賃貸料は割高になる。そのため賃金か 短期間の賃貸契約となる有期雇用ほど ウィークリーマンションなどと同様、 が共同責任を持たなければならない。 行に向けて、能力開発に労働者と企業 複合的な雇用契約のもとではその履

約法一七条一項に定められた、契約満 ことを同時に意味する。期間の定めの 契約の解除に厳格なペナルティが伴う 具体的な合意形成が求められる。 了前の解雇に関する「やむを得ない事 ル化が課題になる。そのために労働契 途中の解雇について、 関する法理と並び、 ない労働者を対象にした解雇権濫用に 関する賃貸契約でもあることは、途中 ただ一方で雇用契約が、場の提供に 」とは何か、 判例の蓄積等を通じ、 有期雇用者の期間 より透明なルー 同じ

> うち、 間の能力開発の機会を提供する必要が 制の充実も、能力開発機会の拡充には 費用対効果も高いマンツーマン支援体 的貸付制度は注目に値する。その安定 生活・住宅・職業訓練などに関わる公 あろう。その意味でも緊急雇用対策の られなかった完全失業者およびニート のないよう定めた一七条二項の実質に く「必要以上に短い期間を定めること」 不可欠である。 金銭支援のみならず、 状態の無業者等に対し、 した運用と普及が模索されるべきだ。 その上で、企業による場の提供が得 雇用保険非加入者も対象に含む 社会的合意が重要である。 雇用対策として 政府は一定期

持続的に改善する唯 を解決していく。それが非正規雇用を 働を通じて、誰もが生涯に渡り成長す どまらない真のキャリア教育である。 ろう。それこそが職業意識の啓発にと の知恵を、学校で「危機(管理)教育」 長の妨げとなる不当解雇や不払い等、 のを惜しむことなく、一つひとつ課 る機会を確保すべく、手間ヒマかける として身につけられるようにすべきだ 不幸にもトラブルに遭ったときのため に有する環境づくりも欠かせない。成 本人、企業、政府、学校の新たな協 加えて能力開発のための情報を平 一の方策である



Business Labor Trend 2009.4

法政大学経営学部准教授

佐野嘉秀

非正社員に対する教育訓練の機会は小 ないであろう。 した主張の重要性については論をまた さい傾向にある。長期的にみて、こう 近年の調査をみても、正社員と比べて、 めることが大事であるとの主張である。 ける価値を高めることや、雇用の安定 性が指摘されることが多い。それによ の教育訓練の機会を増やすことの重要 用の安定性を高めるうえで、かれらへ した正社員としての就業の可能性を高 社員など、非正社員として働く人の雇 かれらのもつ技能の労働市場にお ート社員やアルバイト社員、 、契約

非正社員に対する教育訓練がすでにあ 働く人の雇用保障を考えるうえでは、 とも大事と考える る程度すすんでいる事実を確認するこ すすむ現状において、 かし、同時に、 非正社員の削減が 非正社員として

事の質を維持・向上させるため、 職場では、非正社員が広く担当する仕 当させるようになっている。そうした で、非正社員に対し、教育訓練を要し きたように、 社員への継続的な教育訓練がOJTを ない単純業務の範囲を超えて仕事を担 非正社員の「基幹労働力化」に関す 連の研究が繰り返し明らかにして 幅広い業種の企業の職場 非正社員の量的な比重が

も短期的なものではないというメッセ

・ジを伝えることになると考えられる

用の仕組みを取り入れることは、非正

社員に対して、企業との関係が必ずし

雇による非正社員の削減は、人件費コ を失うことにもなる。 けて教育訓練を行い育成してきた人材 ストを短期的に削減することにはつな きている。これに対し、雇い止めや解 正社員の定着化が重要な課題とされて 組みが必要となるはずである。実際、 練への投資を回収するうえで、非正社 うじて非正社員を育成し、かつ教育訓 中心に進展していると考えられる。 がりうる反面、自社としてコストをか 非正社員を活用する多くの職場で、非 員の継続的な雇用に向けた企業の取り このような職場では、 教育訓練をつ

じて、職場で必要とされる技能を徐々 期待があったはずである。勤続をつう 社員への登用の仕組みも普及してきて ながるという期待があると考える。 ている企業での自らの雇用の安定につ を高める。そして、それが、いま働い れてきた背景には、雇用継続に対する に定着し、 いる。そして、企業が、正社員への登 に身につけることが、企業への貢献度 さらに、近年では、非正社員から正 それだけではない。非正社員が職場 継続的な教育訓練を受け入

以上のように、現状において、

継続

社員が少なからずいるはずである。 期待して、技能の向上に取り組む非 に現在の企業で働くというキャリアを 実際、正社員への転換をつうじ長期的

ことが難しくなることも予想される。 ことになろう。また、かれらの仕事へ 期雇用であるという基準による雇い止 仕事に活用し、しかも仕事の質を保つ 前と同様の水準で、非正社員を幅広い の信頼をひとたび失った職場では、 なると考えられる。こうして非正社員 のモティベーションを下げる結果にも の技能向上への意欲を急速に失わせる めや解雇は、職場に残された非正社員 れに対し、非正社員であることや、 てきた人が多くいると考えられる。 上に取り組み、 継続的な雇用関係を期待して、 いずれにせよ、非正社員のなかに、 職場での貢献度を高め 有

難しくする可能性がある。企業が、 正社員の雇用調整について判断するに 前と同様に非正社員を活用することを 能向上や仕事への意欲を低下させ、以 ながる。また、残された非正社員の技 をかけて育成した人材を失うことにつ 員の雇い止めや解雇は、自社でコスト ある。そうした職場において、 用する職場はすでに数多くあるはずで 的に教育訓練を行いつつ非正社員を活 非正社

> 場合にも、残された非正社員の信頼を う。また、そのうえでやはり非正社 と考える。 保つうえで、当事者への納得性の確保 の雇い止めや解雇が必要と判断される 十分に考慮に入れることが必要となろ など、正社員に準じた取り組みが重要 あたっては、このようなデメリットを

とが多い。すなわち、正社員の要員数 組みはすでに広く行われているのかも されがちとなろう。 きおい、短期的な人件費削減の効果の ない場合も少なくないとみられる。 ルの非正社員の活用状況を把握してい 雇用調整にかかわる判断を行う本社や ケースが多いと考えられる。そのため、 それに対応したOJTを実施してきた が抑制されるなか、職場の判断で、 訓練は職場レベルの裁量で行われるこ るとすれば、上記のような考慮や取 みに着目して、非正社員の削減が選択 人事部門、上層の管理者が、職場レベ 正社員に広い範囲の仕事を割り振り、 しれない。しかし、非正社員への教育 もちろん、 企業が合理的な行動をと

ついて確認することが必要と考える。 まずは自社の非正社員の仕事や技能に 解雇や雇い止めの判断をするまえに、 企業や事業所にとって、 非正社員の



連合非 正 規労働センター 長 龍井葉二

質を目に見える現実として突きつけた れが日本の雇用状況をどこまで量的に 東京・日比谷の「年越し派遣村」。そ ことは間違いないだろう。 代表していたかはともかく、問題の本 雇用災害 "被災地√の様相を呈した

の構造的欠陥・・。 よって経営責任逃れが結果的に免罪さ さらに、雇用関係と使用関係の分離に 線をひた走ってきた政府と厚生労働省 て、安全網を用意せぬまま規制緩和路 雇用責任を放棄した派遣元企業。そし 企業、派遣先の追及もままならぬまま で、雇用契約ならぬ民事契約としての 向かわねばならない労働者たち。他方 ることによって直ちに生活保護申請に れてしまうという労働者派遣そのもの 派遣契約を安易に中途解除した派遣先 職を奪われると直ちに住まいを奪わ 雇用保険などの安全網からも漏れ

が正社員にも及ぶとなれば尚更である。 までもない。年度末を越えて雇用危機 置が喫緊の重要課題であることはいう こうした施策とそれを担保する予算措 法制化、労働者派遣法の見直し・・。 て、最低賃金の引き上げ、均等待遇の 会からの適用除外をなくすこと、そし 雇用の安全網や社会保険、教育訓練機 今回の、未曾有の不況、のもとで、 である。 こうした課題は

> られているのである。 ろん、そうではない。むしろ、いま直 な政策の転換、経営の転換こそが求め 面している「大転換」に即した抜本的 果たして今回の、未曾有の不況、によ って初めて浮上したのだろうか?もち

を担う非正規労働者が増えていった。 り、主たる業務を担い、主たる生計費 正規/非正規の区分けがあいまいにな に転じ非正規比率が急上昇するととも よって、九八年以降、 て込んだ輸出主導の 生み出されたアメリカの過剰消費を当 は、日本などからの資金流入によって 転換した経済、経営、政治。もう一つ 金融危機を境に金融主導・市場主義に に、とくに製造派遣が急増する。この 「雇用の地殻変動」のもとで、従来の 周知のように、戦後日本の雇用シス 転機は二つ。一つは、一九九七年の 正社員数は減少 「回復」。それに

弱な社会的安全網などによって特徴づ ②そうした企業システムから排除され、 や熾烈な査定競争にも晒される正社員 の雇用保障と引き替えに超長時間労働 フレキシキュリティ」のもとで、一定 テムは、①一企業自己完結の「日本型 た企業中心・家族依存制度のもとで、 置づけられる非正規労働者、③こうし 「救貧的」水準しかカバーしえない貧 (正社員の) 家族内被扶養者として位

ことでもない。 るものではないし、ただ単に再び景気 規雇用問題だけを取り出して対処でき が「回復」に転じれば解決するという して捉える必要がある。つまり、 は、そうした枠組みそのものの限界と けられるわけだが、上記の「地殻変動 非正

で、 用のみならず、非営利組織なども含め 年非正規労働者については、狭義の雇 フラ整備そのものであるが、とくに若 との決別でなければならない。その上 が不可欠となる て広く社会参加の場を作っていくこと は雇用対策というよりは、社会的イン な公共投資である。もちろん、これら そして農林業などの分野における新た は、環境、福祉、介護、保育、教育、 なるのは、金融主導経済・新自由主義 したがって、すべての施策の前提と 雇用対策の第一の柱とすべきなの

賞与、退職金など)を受けるものと、 勤続を前提とした処遇(昇給、 働法・通達の規定を借りるなら、長期 の枠を超え、「それ以外のもの」をカバ それ以外のものということになるが、 非正規の区分けは、厚労省のパート労 ティ」を社会化することである。正規・ 家族依存)の「日本型フレキシキュリ 「長期勤続を前提とした処遇」を企業 同時に重要になるのは、企業中心(と ,昇格、

> ば「脱正社員化」に向けた働き方の見 するために、非正規の正社員化ととも るを得ないような働き方の二極化を脱 保険のあり方についても抜本的な見直 作りである。また、非正規=被扶養を カーブが保障されていくような仕組み 生計費に見合って一定の水準まで賃金 てもスキルアップが途切れることなく である。具体的には、 に、過剰な「拘束性」を免れる、いわ 忌避しようとすれば、非正規に転じざ いわれながら、実際には長時間労働を しが必要である。さらに、「多様化」と 前提とした最低賃金や社会保険・雇用 の労使の取り組みによって、 するシステムとして再構築すること 地域や業界団体 転職をし

り組みを進めていくには、何よりもま の真理を、労働組合が文字通り体現で 時代も、真理は単純である。この自明 ともに活動を進めていくこと。いつの もっとも困っている労働者と手を携え なくすべての労働者の視点に立って、 と地域において、組合メンバーだけで かなければならない。それぞれの職場 ず労働組合自体が「転換」を遂げてい れている。非正規の「安定化」はその きるかどうか、それがいま突きつけら 固定化」であってはならない

直しを進めていく必要がある。 こうした脱企業・社会化の一連の 取

いかに対応するか

経済産業研究所上

席研 究員 鶴光太郎

心」を確保するための「保障」にしっ をストップさせ、まずは、国民の「安 化の一因となっている。「負の連鎖」 動を萎縮させ、景気のスパイラル的悪 用不安は明らかに家計の消費・投資行 は正規雇用への波及も広がる中で、雇 もそれに応じて急速に悪化しており、 がりを受け、景気の落ち込みのスピー かりコミットメントすることが重要で る形で雇用調整がまず進んだ。直近で 特に、非正規雇用に「しわ寄せ」され ドと深さは予想以上である。 -年秋からの世界的な金融危機の広 雇用情勢

間よりも低く見積もるインセンティブ 年以上の雇用見込みから六カ月以上に 険における短時間・有期労働者の加入 である。また、年金・医療等の社会保 にかかわらず、労災保険と同様すべて が生じるためである。雇用見込み期間 負担を逃れるために適用基準となる期 主観的な判断に依存するため、保険料 雇用見込み期間はあくまで雇い主側の 緩和される方針であるが十分ではない 保険については、適用基準が現在の一 集中的に受けている非正規労働者に対 に拡充させることである。特に、雇用 し、セイフティネットを早急かつ大胆 雇用者に適用されるようにするべき 具体的には、景気落ち込みの影響を

> る。 ために厳格に設定、運用する必要があ 件は短期就業と保険受給の反復を防ぐ も考えるべきであろう。一方、受給要 制限なども見直し、 一体的な運用ができるような制度設計 雇用関係の保険と

円滑に転換できるような労働市場の制 者が正規労働者を希望し、努力すれば 政策が重要である。 の入職インセンティブ促進・活性化(ア るような訓練、公的職業紹介、 ためだ。失業しても、入職が容易にな が構造化・長期化していくことになる いう悪循環を繰り返し、二極化、失業 すます弱まり、人的資本が減耗すると 労働市場における交渉力・影響力はま 度的基盤の整備が必要である。一旦、 とだ。失業者が就業者を、 むような労働市場の硬直化を避けるこ 労働者が分断され、二極化がさらに進 失業者と就業者、非正規労働者と正規 クティベーション) などの積極的労働 ダー」である非正規労働者や失業者の である正規労働者に比べ「アウトサイ 一極化が進行すると、「インサイダー」 本質的により重要なのは、 非正規労働

った は解決しない。 よる「育成」だけでは非正規労働問題 しかし、セイフティネット拡充とい 「安心」と積極的労働政策活用に 製造業の派遣切りが社

> 揺るがすことになる。 であった「社会的一体性」を根本的に 況の荒波を受ける状況は、日本の強み こうした非正規労働者だけが深刻な不 かもしれない。だが日本全体でみれば、 確保することは合理的で望ましい行動 用比率を高め雇用調整のバッファーを している個々の企業にとっては有期雇 を帯びてくる。大きな不確実性に直 影響を受けない状況もにわかに現実味 規労働者は雇用、賃金の面でまったく 用調整は有期労働者のみに集中し、 ある。この比率がさらに高まれ なく雇用期間に定めのある有期雇用に 用の問題の本質は派遣という形態では 会問題化しているが、むしろ非正規雇 正 雇 面

ことも検討すべきだ。有期雇用の雇 中間的な存在の雇用形態を新たに作る である。また、正規雇用と有期雇用の ミアムを支払うような制度設計が必要 はむしろ賃金や保険料などの形でプレ るという利点もある けて納得のいく成果や能力評価を行え 保障が高まるばかりでなく、時間をか ある三年を五~一○年程度に延長する ために、有期雇用期間の原則的上限で 小さい分、使用者は同一労働に対して の制限を加える、または、雇用保障が えれば、有期雇用は入り口では何らか こうした「負の外部性」の存在を考 用

> なる。 これは結局、「アウトサイダー」の入職 規雇用の側の対応が鍵を握っていると 時間当たりの賃金は上昇してしまう。 ればならない。たとえば、ワークシェ 者の実質賃金が高まることは避けなけ 正規雇用への転換を難しくすることに 金の受け取り総額が変わらなければ、 アリングで労働時間が短縮されても賃 しい景気情勢にもかかわらず正規労働 ー」の相対的交渉力が強まることで厳 いう認識も重要だ。特に、「インサイダ 方、 非正規雇用問題の解決には

が必要である。 要件の重視・明確化を図っていくこと 四要件の一つである手続き・説明義務 いる金銭解決の導入と労使コミュニケ まずは、ヨーロッパでも標準となって 例ベースの体系であるため、一朝一夕 の解雇規制は解雇権濫用法理という判 用保障のあり方の見直しまで視野に入 優遇措置是正に始まり、 非正規雇用問題がここまで深刻化した に制度を変化させることはできない。 れて制度設計を行うべきである。日本 以上見直さざるを得ない。 ・ションの円滑化を図る中で整理解雇 加えて、 正規労働者の待遇・保障も 最終的には雇 福利厚生の



お茶の水女子大学教授 永瀬 伸子

システムや安全ネットの構築は急務で 成や安全ネットの仕組みを再考する必 ていない。これらの者が雇用者の三分 いずれにおいても半人前にしか扱われ 本では、被用者保険制度、労働法制度 ある。ところが「非正規社員」は、日 めてつく職の形態となっており、 一程度しめる社会を前提にスキル形 |割、新卒短大・大卒男女の二割が初 今や非正規雇用は、新卒高卒男女の 訓練

う行うか、訓練と採用システムの再構 練しない非正規雇用者の技能形成をど と異なり企業が長期見通しにたって訓 教育などの生計費をどうカバーするか 賃金でカバーされてきた出産や子供の 障するか、雇用保険の再構築、③年功 以下三点が求められる。①長期雇用者 再構築である。 育児期の休業や子供の教育費の保障の 者をどうモラルハザードなしに所得保 いるために失業確率が高い非正規雇用 社会的保護の本格的な再構築として ②景気変動のバッファーとなって

利資格のない雇用者にも拡大 **育児休業給付を「休業」の権**

事由で収入が低下する雇用者に対して ら話を起こそう。 まず比較的改正が容易な③の提案か 持論であるが、 出産

> に対してはさらに一般財源からの支出 児休業給付を雇用保険から支給すべき だろう。 早急な改正を提案する。非正規社員夫 落する雇用者全体のものとなるよう、 持っていたが出産によりその収入が下 に給付される育児休業給付を、 もしている。「安定した雇用者のみ」 雇用保険加入条件に合致しない出産者 なるため社会的に望ましい。英国は、 な層の経済困難を緩和し出産しやすく 政にさほど大きい痛手は与えない。 対して小さいので、変更は雇用保険財 と考えている。出産人口は雇用人口に ト社員を含め、失業給付とは別に、育 は、 婦も子供を持てる改革へと一歩近づく かも、出産で仕事を失うもっとも脆弱 い脆弱な派遣社員やパート・アルバイ いわゆる育児休業給付の権利がな 仕事を し

雇用保険の再構築

見えていない。

テップアップは転職を通じないと難し

現実には、非正規就業者の仕事の

ス

い。しかしどうしたら良いのか道筋

期の雇用契約が増えるだけだろう。 を「六カ月以上」としてもおそらく短 見込まれる」ことのため、雇用保険加 加入資格が「引き続き一年以上雇用が 社員等非正規社員は、正社員雇用のバ 入さえなっていない場合が多い。これ 失業しやすい。ところが日本の保険の ッファーとなっているから、もっとも こちらはより大きい話である。派遣

> 構造の改正が必要である。 企業ほど、雇用保険負担を免除される 業を生みやすい短期の雇用契約をする

は、 ら、一般の雇用保険からの拠出も考え 業リスクをかわりに担っていることか また非正規雇用者が、事実上、正社員 こりやすいため、短期の不安定雇用者 る必要がある。 の雇用バッファーとなり、正社員の失 び訓練)をする形を考えるのはどうか。 失業が発生した場合に給付(所得およ 事業主に保険料賦課し、事業主都合で か。派遣社員や非正規雇用者に対して ている。これが参考にならないだろう い。日本では労災保険がこの形をとっ ぶ。また自己都合退職には給付は出な 企業が給料を払っている者全体におよ 給付水準は低いもののカバレッジは、 失業保険は事業主負担のみであるため、 を雇用保険に含めにくかった。米国の 己都合離職というモラルハザードが起 がなされる。つまり失業給付目的の自 日本は、自己都合退職にも保険給付 事業主の支払い賃金総額に応じて

充と企業需要とのマッチング 第三者的な訓練システムの拡

いう訓練の道筋である。 若年有期雇用者にもっとも重要なの 、どうスキルを形成していくか、と これが一番や

は、

意が必要な改革である つかいで、 一番根本的で、 社会的な合

で行われる技能形成が企業需要とマッ する必要がある。それにはスキルが社 ル段階も明確で転職ができる働き方と 業でも評価される一般的なもの、スキ アップの道筋も見える働き方としてい みを内包することも必要となる。 チする必要があり、不一致が起きる場 していくことが前提となる。また外部 会的に評価され流通する職分野を拡大 く必要がある。つまり職技能がどの企 の職技能が市場で評価され、ステップ は、労働時間管理が明確であるが、そ 合は、訓練内容が修正されていく仕 非正社員の働き方を魅力的にするに

せをしていくことが不可欠となる。 政労使及び訓練機関が本気のすり合わ どが候補となる。何よりも机上の空論 訓練内容に対する研究機関などのモニ わせた訓練を提供すること(またその 奨学金を出して機会を付与することな タリング)、若年低所得層に優先的に 専門学校等が、企業の需要動向に合 本当に現実的な提案なのか、

前

策を考える

東京大学社会科学研究所教授 仁田道夫

をする」と回答したので、がっかりし た。正解として期待していたのは、も てられて立ち上がった学生が「新宿西 がみつからず、親も頼りにならないと いた時に、次のような質問をしたこと 口に行ってホームレスの人の仲間入り いう状況になったら、どうする」。当 労務管理論の講義を担当して もし失業して、

ぱら住宅対策やシェルターのような貧 いというから、本当に短期の雇用であ は適用になるはずである。二カ月程度 うか。派遣労働者にも、当然雇用保険 石が通用しない世の中になったのだろ 得保障のためのセーフティネットの基 困対策が取り上げられた。失業時の所 者の困窮が伝えられる中で、雇用保険 り」がメディアで取り上げられ、労働 本は雇用保険の失業給付だ、という定 はほとんど話題に上らなかった。もっ)有期雇用契約をしているケースが多 だが、困ったことに、最近、「派遣切

> 質的に継続的に仕事をしていたか、 あったはずである。 れなら、雇用保険に加入すべき対象で るいはする予定だった人々だろう。 契約は二カ月でも、これを更新し、 なって困窮したような労働者の多くは、 ても不思議はない。しかし、 加入資格が生じない労働者がい 失業者と 実 そ あ

業の責任は重いと言わざるを得ない。 そうした実情を知ってか知らずか、セ る義務がある。それによって、対応策 きに、雇用保険があまり話題にならな が存在したのだとすれば、それらの企 者を大量に使用していた派遣先の企業 意図的に脱落させている派遣会社や、 させておらず、セーフティネットから が変わってくることになるからだ。も 実態をきちんと把握し、人々に知らせ のだろうか。メディアや行政は、その 雇用保険があてにならない状況だった かの理由で雇用保険のセーフティネッ れとも、これらの人々の多くがなんら り、多数の労働者は、失業給付を受け かったのは、それが正常に機能してお ーフティネットを欠落させた派遣労働 し、雇用保険に加入すべき人々を加入 トからこぼれ落ちてしまい、そもそも できたことを意味するのだろうか。そ て当座の生活危機を乗り越えることが 派遣労働者たちが大量解雇されたと

ことを教えようと考えていたのだが、

祉事務所に行って生活扶助を申請する ぎたらどうする」という質問をし、 ちろん、「ハローワークに行って失業給

付を申請する」であった。正解がでた

次に第二問で、「失業給付期間も過

第一問でこの授業計画は挫折してしま

契約を考えて、泣き寝入りしていると 聞かない。これは、派遣会社が派遣先 違反で、派遣会社による損害賠償請求 遣契約がどのような契約になっていた 派遣労働者については、対応が異なっ いうことなのだろうか。 企業に対して弱い立場にあり、 のような訴訟が提起されたという話を 訴訟が起きることになりそうだが、そ いたとは考えにくい。となると、契約 してもよいというようなことになって かわからないが、いきなり途中解約を にもなった。これらの企業における派 制度そのものへの疑問が呈されること ていた。そこから、労働者派遣という 撤回に追い込まれる企業もでた。だが、 た。直接雇用関係がある期間工の場合 中途解雇の合法性が問われ、その ?間満了前の中途解約も問題になっ 派遣切り」問題の中では、 先々の 派遣契

もおかしくない。この法律がザル法で 見ると、返品や受領拒否を禁ずる項目 規制する法律として下請法(下請代金 係と、それにともなう不公正な取引を はない証拠に、 は、返品や受領拒否に当たると考えて がちゃんとある。派遣契約の途中解約 支払遅延等防止法)がある。下請法を の地歩の差による企業間の不平等な関 このような取引関係における交渉上 公正取引委員会のウェ

潜在的問題は多いのである。 はないか。FAQに載るくらいだから 取引も下請法の対象にしたらよいので それなら、国会で法令を改正し、派遣 の対象とはならないのだという。だが は、委託取引とは異なるので、下請法 で一三件の勧告をすでに出している。 派遣会社にとって残念なことに、派遣 ブサイトを見ると、平成二〇年度だけ だが、同サイトのFAQによると、

制などというおよそ私企業として考え 中の通常のビジネスと見なされない傾一般に、派遣事業については、世の 必要ではなかろうか。 開できるような条件を整備することが をもっと当たり前のビジネスとして展 切り下げを避けるためには、派遣事業 をより安定的なものにし、労働条件の 然となされている。派遣労働者の雇用 られないような規制をかける議論が平 向が強い。その証拠に、マージンの規

次の手立てを考えることは必要だろう 制度がどう機能しているかを確認して はない。しかし、現に存在している諸 派遣をめぐる問題の解決は、 簡単で



感じたこと

学習院大学法学部教授

橋本陽子

ドイツにおける操短制度の拡大

ツ建設産業労組に入り、 参事官は、金融機関勤務を経て、ドイ お話をうかがうことができた。ポール 外労働情報研究会において、 わったという経験をお持ちの経済学博 イツの雇用情勢について、在京ドイツ 大使館のマーティン・ポール参事官の 労働政策研究・研修機構の海 協約交渉に携 現在のド

今回、雇用に深刻な影響が出る前に、 ど用いられなくなっていたが、政府は 的な不況業種における失業予防措置と 移された。操短制度とは、積極的労働 を活用することで、失業を最小限に食 ほとんど忘れられかけていた操短制度 ドイツ統一以降は、操短制度はほとん ツの操短手当を模倣したものである。 日本の雇用調整助成金は、まさにドイ が企業に補填するというものである。 わなければならない賃金相当部分を国 労働喪失」にある企業が、労働者に払 して導入されたものであり、「一時的な 市場政策として、一九七〇年代に構造 法規命令が制定され、さっそく実行に 〇八年一一月二六日に、 い止めるという方策を実施した。従来 (Kurzarbeit) 制度を一気に拡充する ドイツでは、経済危機発生後の二〇 操業短縮

> ことになる。 種や企業規模の限定はなく、現在、大 手取り賃金の六○~六七%である。業 間は一八カ月に延長され、労働者派遣は、六カ月間であった操短手当支給期 給することになるので、合計二年半は、 された場合には、一年間失業手当を受 を受給することができ、その後、解雇 請をほぼすべて認めているという。 雇用エージェンシーは、操短手当の申 企業においても操短が行われている。 た。操短手当の支給水準は、労働者の 失業保険の枠内で生活の見通しが立つ 企業にも適用が認められるようになっ はずの労働者が、一八カ月半操短手当 この結果、本来は今すぐ解雇される

操短制度を用い る意義

て、 響がまったく予測できない状況におい 結果、実施された措置かもしれない、 という連立政権の単なる政治的思惑の 挙を前に、国民の支持を失いたくない 濫用かもしれず、二○○九年秋の総選 賄っているそうである)、 と留保しつつも、今回の経済危機の影 在する失業を隠すことは、 いう手段で、莫大な財政支出によって (現時点では、失業保険の余剰財源で ポール参事官は、このように操短と 社会政策および秩序政策上、 操短制度の 実際には存

> という。 判するメディアの論調も全くなかった な措置であったと評価した。 政府を批

座に大規模な財政支出を行ったドイツ とを示すことができる)、これによっ うので、雇用を継続する意思があるこ あることを実感した。 べて、雇用不安を引き起こす前に、 定取消が大きな問題となった日本に比 は、深い感銘を受けた。派遣切りや内 る、というポール参事官の説明に、私 て得られる労働者の安心感は重要であ 受けるものの、社会保険料の負担は負 は企業にまだ雇用されているのであり (企業も、賃金については国の補填を 操短手当を受給している間、 まさに社会国家(Sozialstaat)で 労働者 即

報告」〔二〇〇四年〕における、大手自 感じ、三〇代半ばになれば、正規雇用 動車メーカにおける詳細な聞き取り調 フランスの有期労働契約法制調査研究 働政策研究報告書 No. L-1「ドイツ、 用と失業とを繰り返すようになる(労 への移行はほぼ絶望的となり、有期雇 労働者は、自らの地位を劣っていると 原則が存在するドイツでも、 である。職種別賃金の伝統と均等待遇 非正規雇用の労働者であることは同じ とになれば、まっさきに職を失うのは、 ドイツでも日本でも、解雇というこ 有期雇用

査の紹介を参照)

防止しようとしたのである。確かに、 うに思う。 めに国が最大限の努力をする、という べれば、その規模は小さく、現在の雇 導入されている。しかし、ドイツと比 安定助成金が、二〇〇八年一二月から のための特例である中小企業緊急雇用 日本でも、雇用調整助成金の中小企業 規を問わず、労働者が職を失うことを 雰囲気が醸し出されたとはいえないよ 用を維持し、国民の不安を取り除くた いて、操短制度を用いて、 しかし、ドイツは、 今回 正規、 0) 危 非正

むすび

はないだろうか。 も含め、多くの日本の労働(法)研究 満了によって雇い止めされても、やむ 業の業績が悪化した場合、契約期間 違点が、雇用保障の程度にある以上、 者は、ここで思考が停止していたので をえない」としか言いようがない。 『派遣切り』は不当だ」と思っても、「企 非正規雇用と正規雇用の決定的な相 私

ではないか、と感じた。 という点で、 うという意識が根付いているかどうか 経済危機に際して、国民全員で支えあ ドイツの対応から、日本とドイツは 決定的に異なっているの



ーバード大学ライシャワー日本研究所(社会学) 教授

現在グローバルに進行する金融不況の中で、日本は、脱工業化経済に移行の中で、日本は、脱工業化経済に移行いた他国と同様の状況に陥っている。はい、そのことが、非正規雇用者の立なり、そのことが、非正規雇用者の立なり、そのことが、非正規雇用者の立なり、そのことが、非正規雇用者の立なり、そのことが、非正規雇用者の立なり、そのことが、非正規雇用者の立なり、そのことが、非正規雇用者ので異なり、そのことが、非正規雇用者ので異なり、そのことが、非正規雇用者ので異なり、次に、対処策として考え得る政策案を提示しよう。

非正規雇用者の健康保険や厚生年金の 遇格差が著しい。正規雇用者に比べ、 らに、日本では他のOECD諸国に比 非正規雇用は加速度的に増加した。さ 非正規雇用者である。他の年齢層に比 の四割強、二五~二九歳層の三割弱が 日本の労働者のうち、二〇~二四歳層 をより強化した。二〇〇七年までに、 卒労働市場にまで拡大して、二重構造 規雇用の新形態を創り出し、これが新 雇用主が正規労働者と、非正規労働者 加入割合は半数以下だ。さらに、今や、 して、正規雇用者と非正規雇用者の待 べ、これらの年齢層(特に若年層) ○年」に実施された雇用再編は、非正 ことにある。九○年代の「失われた一 (dualism) が継続的に存在してきた (派遣労働者、 [本の労働市場の特徴は、二重構造 パートタイマー、 で、

社員、学生アルバイト等)を組み合われて雇用し、柔軟性を確保したことで、日本では他のOECD諸国と比べて、日本では他のOECD諸国と比べて、いものとなってしまった。

雇用に登用することー ずる必要があると思う。そのためには、 の非正規労働者をフルタイムの、 者を解雇しやすくすること②より多く わち、①仕事ぶりが不十分な正規労働 政策を創造しなければならない。すな 雇用主に次のインセンティブを与える 市場の二重構造を緩和する積極策を講 者と非正規労働者の間に存在する労働 る労働市場改革が必要なことは明らか のような施策が可能であろうか。更な と雇用の安定を向上させるためにはど だ。私見では、日本政府は、正規労働 非正規雇用者の将来的な雇用見通し ーである。 正規

第一の目標を達成するための施策が、第一の目標を達成するための施策が、阿らかの抵抗に遭うことは明らかだ。何らかの抵抗に遭うことは明らかだ。何らかの抵抗に遭うことは明らかだ。動性を高めるためには、こうした取組動性を高めるためには、こうした取組動性を高めるためには、こうした取組が正規労働者の解雇の解決条件を明確が正規労働者の解雇の解決条件を明確が正規労働者の解雇の解決条件を明確が正規労働者の解雇の解決条件を明確が正規労働者の解雇の解決条件を明確が正規労働者の解雇の解決条件を明確が正規労働者の解雇の解決条件を明確が表している。

弗二の目標を達成するためには、政

り、 とで、積極的な労働市場のメカニズム る雇用主間の健全な競争を促進するこ うと思われる。その結果、非正規労働 働者を雇用することに大いに注意を払 主は、非正規労働者の雇用に慎重にな 達成できるのだろうか。第一に、雇用 助成するなど)。こうすることで何が %以上を正規雇用に転換させた企業に 用から二年以内に非正規労働者の四○ ティブを与えることが考えられる(採 金や減税による)金銭面でのインセン 期間内に一定の割合の非正期労働者を う雇用主に実質的なインセンティブを 規雇用に転換させる機会を拡大するよ が創出される。結果、非正規の労働市 優秀な非正規労働者を獲得しようとす 規労働者間での健全な競争だけでなく 能性が高いだろう。このように、非正 欲の高い非正規労働者を惹き付ける可 に、そうした企業であれば、優秀で意 入れるようになるかもしれない。第二 者に対して技能訓練を行うことに力を 付与すべきである。例えば、政府が、 府は、極めて有能な非正規労働者を正 正規に登用した雇用主に対して、 最も潜在能力が高いと判断する労 (助成

は、雇用主の中に、正規労働者、雇用ただし、このアプローチの落とし穴

が持つ競争原理を活かした政策の展開

推進するため、市場本来のメカニズム

に、企業の人的資本の生産的な活用を雇用者の雇用見通しを改善するととも

場はより競争的となり、労使双方にと

って良い効果がもたらされる。

ない)。しかし、政府が雇用主へのイ 登用する雇用主と比べて、 ば、人件費の柔軟性を維持するため、 ンセンティブを効果的に設定するなら が与える影響は必ずしも良いものでは があり、学生にとってアルバイト経験 して広く活用することには多くの矛盾 の場合、企業が高校生をアルバイトと ロスト・ジェネレーションの社会学』 ない(近著『失われた場を探してー という、意図せざる悪影響が生じかね 学生アルバイトという形で、労働市場 ると、一方に正規労働者、 すれば、雇用主は、非正規雇用者の正 が出てくる可能性があることだ。こう トに限って雇用することを選好する者 る競争力がなくなることとなろう。 正規雇用者を活用し、一部を正社員に ような雇用主は、パートタイム等の非 派遣会社と学生アルバイトにのみ頼る の二重構造が極端なまでに助長される 社員登用を全く検討しなくてすむ。す 責任のない派遣労働者、 (NTT出版) でも論じた通り、日本 結論として、日本政府には、非正規 学生アル 他方に派遣 市場におけ

中央大学経済学部教授 古郡鞆子

お働者の解雇を始めた。 なっていまの世の中では何をやっても食べ も増えた が、アメリカのサブプライム問題に端 雇用保険が、アメリカのサブプライム問題に端 雇用保険が、アメリカのサブプライム問題に端 雇用保険が、アメリカのサブプライム問題に端 雇用保険が、アメリカのサブプライム問題に端 雇用保険が減ってくると、企業はまず労働者の の今日のごとばできる。だれもが当 で、低賃 たり前のことばと思っていた。ところ で、低賃 を発し、あっという間に超ど級の不況 の問題を を発し、企業はまず労働者の ののことはできる。だれもが当 はしても が減ってくると、企業はまず労働者の ののことはできる。だれもが当 はしても が減ってくると、企業はまず労働者の ののことはできる。だれもが当 はしても が減ってくると、企業はまず労働者の ののことになっている。

実である。 実である。 特殊な能力をもっていたことも事 の仕事を好む人が増えていたことも事 の仕事を好む人が増えていたことも事 の仕事を好む人が増えていたことも事 の仕事を好む人が増えていたことも事 の仕事を好む人が増えていたことも事

大、いわゆるワーキングプアの人たち が働力の異常なまでの非正規光 に対応するために積極的に非正規労働者を雇った。その延長線上で正規労働者での置き換えも始まった。何といっても非正規労働者は はすった。何といっても非正規労働者は は賃金も保証されずに働く人や生活 最低賃金も保証されずに働く人や生活 最低賃金も保証されずに働く人や生活

非正規労働者は、個人や制度のうえで、低賃金の問題、教育訓練の問題、で、低賃金の問題、年金の問題等、多くの問題をかかえている。しかし、何をやっても食べるくらいはできるというやっても食べるくらいはできるというやっても、その対策を講ずるまでにははしても、その対策を講ずるまでにははしても、その対策を講ずるまでにははしても、その対策を講ずるまでにはしても、その対策を講ずるまでにはことの重大性と対策の不可避性が認識されたように思われる。

おが国ではすべての慣行、制度が正 規労働者を軸に成り立っている。正規 開者同士の関係ではなく、いってみれ は労働者とその補助員の関係にある。 だから、前者は手厚い保護を受 ある。だから、前者は手厚い保護を受 ある。だから、前者は手厚い保護を受 ある。だから、前者は手厚い保護を受 ある。だから、前者は手厚い保護を受 ある。だから、前者は手厚い保護を受 ある。だから、前者は手厚い保護を受 ある。だから、前者は手厚い保護を受 ある。だから、前者は手厚い保護を受 ある。だから、前者は手厚い保護を受 ある。でから、前者は手厚い保護を受 ある。でから、前者は手厚い保護を受 ある。でから、前者は手厚い保護を受 ある。でする。 世のできた。

は既得権を守ろうとし、労働組合も何求める姿勢は見られない。正規労働者の当人をまで非正規労働者の労働条件の向上をまで非正規労働者の労働条件の向上をまで非正規労働者の労働条件の向上をまでは正規労働者の労働組合はようやく非正規労働者の

てこない。

さつていこうというような発想は出ち合っていこうというような発想は出とに必死になっているから、正規労働とに必死になっているから、正規労働とのを正規労働者の雇用を守ることに必死になっているから、正規労働者の雇用を守ることに必ずしている。

考えていくべきであろう。 考えに立って公平性、効率性、 条件や就業条件の如何を問わず、すべ 題に対処すべきである。正規とか非正 その社会的責任を考えたうえでこの問 が必要である。企業は利益だけでなく と思われる。一つは仕事を守ることで に優れた労働環境の構築を政労使間で ての労働者を労働者として一本化した ていくことが望まれる。それには雇用 していくような環境やルールをつくっ している労働者すべてが問題をシェア 規とかによってではなく、そこに参加 ある。これを行うには労使双方の協働 めには二つの改革が必要になっている いま、安定した社会を存続させるた 、柔軟性

行を達成すべきである。的な尺度で適用可能なシステムへの移違いを超えて、どんな労働者にも按分度・政策から、働き方の違いや立場の

ために、低所得労働者に税制面で給付 金の低さや社会給付の不十分さを補う リスクを受けやすい状況に配慮し、 に過ぎない。第三に、不安定な市場の ンダでは両者は単に時間の長短の問題 均等待遇原則を打ち出している。オラ タイム労働者とパートタイム労働者の 違いにしないことである。EUはフル たい。第二に、働き方の違いを身分の 者にも与えることである。どんな働き では広く導入されている。 た家計に対する経済援助の制度は欧米 付き税額控除を考えてもよい。こうし 適用されないと、社会の安定は期しが 方をする人にも制度・政策があまねく えている保護や社会給付を非正規労働 それには、第一に、正規労働者に与 賃

変化・改革にはこの不況から抜け出変化・改革にはこの不況から抜け出まうことがよくある。いまは能天気には回復が意外に早い可能性もある。社は回復が意外に早い可能性もある。社は回復が意外に早い可能性もある。社は回復が意外に早い可能性もある。社会現象の予測ではあらゆる変数を考慮して導き出した論理が直感に劣ってしてである。

准 用 調整

南山大学総合政策学部教授 村松久良光

二○○○年以降、自動車産業におい二○○○年以降、自動車産業においての自動車産業の生産基盤を揺るがすことにならないかという問題意識で、非正規労働車産業の生産基盤を揺るがすことにならないかという問題意識で、み企業グループの労働組合連合からの各企業グループの労働組合連合からのそれ以降、二○○七年度までこのグそれ以降、二○○七年度までこのグ

それ以降、二〇〇七年度までこのクをれ以降、二〇〇七年度までこのクきた。そして、昨年九月のリーマンシきた。そして、昨年九月のリーマンショックを契機に、米国、欧州、国内のョックを契機に、米国、欧州、国内のった調査はできそうにない。そこで、大況にある。このような時期に立ち入状況にある。このような時間に拡大して、昨年九月のリーマンションを対象が、100七年度までこのクループの生産、雇用は順調に拡大している。

掲げる三つの政策の立場を示した。のような政策が考えられるか。以下に組合としてどう捉え、それに対してどこのような実態を正規従業員の労働

る政策立場(A)請負契約を厳しく規制す

生産システムに〝巻き込む〟には、非着化を図り、正規従業員とほぼ同様に生産職場において非正規労働者の定

おり、厳しく規制すべきである。「請負」業務という原則から逸脱している。期間従業員は直接に雇用してい、るからまだしも、請負契約に関しては、るからまだしも、請負契約に関しては、るからまだしも、請負契約に関しても正規従業員的な正規労働者に対しても正規従業員的な正規労働者に対しても正規従業員的な

政策立場(B)現実を認め、上限を課す

労働保険制度の完備を求めていく。 も是認せざるを得ない。ただ、職場で も是認せざるを得ない。ただ、職場で の混乱を防ぐためには、多くとも二、 の混乱を防ぐためには、多くとも二、 を対しては、社会・ が業員や請負契約者に対しては、社会・ という実際的な立場からは、この事態 という実際的な立場からは、この事態

定化を求める政策立場(C)非正規労働者の雇用の安

長することも認める立場をとる。長することも認める立場をとる。

及いったは(C)の政策立場を支持 したい。請負契約から労働者派遣となれば、職場で指揮・命令も遠慮なくで き、労働者にとっても技能が伸ばせ、 き、労働者にとっても技能が伸ばせ、 き、労働者にとっても技能が伸ばせ、 をの対価として、期間従業員や請負契 の対価として、期間で業員や請負契 の完備を求めていく。

同じ働く仲間として、また現在は正規従業員であるが、状況次第では非正規労働者になりうるということも考えると、非正規労働者にとっても働く上ると、非正規労働者にとっても働く上の意欲を高める処遇が重要であり、での意欲を高める処遇が重要であり、での意公を高めるが、状況次第では非正規が働きになり、

営が順調に発展していけば、そして本 とも考えることができる。その際、 ば、 従業員の見習いという位置づけであれ 事例にあるように、期間従業員が正規 労働者にかぶってもらうことになる。 減のリスクは、順序としてまず非正規 っても望ましいと考えられる。 正規労働者にとって、そして経営にと だけ少なくする方式が、正規および非 という道を開き、両者の分断をできる 人が努力をすれば正規従業員になれる る「先任権の逆順」による解雇の順番 ただし、経営危機時における雇用削 ある意味では、 米国で行われてい

五年前に書いた以上の政策的立場は五年前に書いた以上の政策的立場はでも基本的に変わっていないが、これほど激しい減少が起こるとは想像していなかった。好況時には人手不足していなかった。好況時には人手不足となり、非正規労働者から正規労働者となり、非正規労働者は、この三月に三残った非正規労働者は、この三月に三規介事業や、(独)雇用・能力開発機構紹介事業や、(独)雇用・能力開発機構紹介事業や、(独)雇用・能力開発機構のでいる離職者訓練・若年者対策

ただ今回の世界同時不況では、米国ただ今回の世界同時不況では、米国における住宅パブルの崩壊から世界的における住宅パブルの崩壊から世界的、労働市場の改善だけでは限界があたことが実体経済を悪化させたのであり、労働市場の改善だけでは限界がある。他で書いたが、安心感を与える年の、労働市場の世界同時不況では、米国を提案したい(2)。

Ξ,

- 2.村松久良光「世界司時不况下における消費院告書(Ⅱ)』第一三章(二○○四年二月)。 告書(Ⅲ)』第一三章(二○○四年二月)。 職場運営」雇用・能力開発機構、(財) 関西社会職場運営」雇用・能力開発機構、(財) 関西社会
- (二○○八年冬号)。 の段階的引き上げ」『産政研フォーラム』No.80 2.村松久良光「世界同時不況下における消費税

セーフティネットの構築を雇用形態の多様化が求める真の

慶應義塾大学大学院商学研究科教授 64

かつては日本の工場にも多数の期間 北が働いていたが、高度成長により、 で、仕事上、補助的な存在であるのと 同時に、家計でも夫の所得の不足を補 う補助的な存在と受け止められてきた。 たの結果、正社員との間に大きな処遇 格差があっても、さらには非正規労働 者が雇用保険に加入していなくても、 問題視されてこなかった。

女性にしても、夫の所得が低下するこに心を痛める人が増えた。また有配偶が仕事を失ったり、住む所を失うことが仕事を失ったり、住む所を失うことって生計を立てざるをえない若者や世って生計を立てざるをえない若者や世

きる状況が用意されていることである

·フティネットは、

短期間で再就職で

とで、働かざるを得ない人が増えている。こうなると、感情論からばかりでる。こうなると、感情論からばかりでんのセーフティネットの強化が不可欠になる。経済にマイナスの外的ショックが起こると、かつてのように職を失っが起こると、かつてのように職を失っが起こると、かつてのように職を失った非正規労働者が求職活動をあきらめ、非労働力化してしまうどころか、め、非労働力化してしまうどころか、め、非労働力化してしまうどころか、がしろ何とか就職しようと労働を売りし、雇用条件がさらに悪化する悪循環し、雇用条件がさらに悪化する悪が発生し、雇用条件がさらに悪化する悪循環に労働市場は陥りやすい。セーフティンの強化は、労働市場の機能を守るからばなる。

それではどのようなセーフティネットの拡充が必要か。まずは新たな雇用対策を検討する前に、現行法や雇用契対策を検討する前に、現行法や雇用契約が順守されているかをチェックする格能を強化する必要がある。現場の声を聞くと、法律や対策、さらにはハロを聞くと、法律や対策、さらにはハロを聞っているのは、一緒に働いているを知っているのは、一緒に働いているを知っているのは、一緒に働いているが協力し、そうした人々を支援が強組合員であり、組合と行政機関、NPOが協力し、そうした人々を支援していく体制を強化する必要がある。

働移動支援助成金」を拡張適用するこ のうちに高条件の仕事を見つける割合 知している分、効果的であり、短期間 職斡旋は、その人の働き方や特性を熟 う話を聞くが、それよりも、まずは有 とも検討に値しよう。 が高い。非正規労働者についても、「労 よると、それまで勤めてきた企業の就 能強化も必要だが、われわれの分析に れる。就業支援には職業紹介機関の機 の分野であり、雇用機会拡大のために 長期的に必要とする医療・福祉、環境 皿として期待されるのが、 内外の研究は示している。雇用の受け 拡大したほうが効果的であることを、 社員に転換するトライアル雇用の道を な技能を身に付け、 期雇用であっても就職し、職場で必要 社員の就職先を探したらどうか」とい けておらず、能力開発を行ってから正 「雇い入れ助成制度」の拡充も考えら 「非正規労働者は企業で教育訓練を受 働き具合を見て正 日本社会が

間についてもさらなる要件緩和が求めできない人の労働の売り急ぎや買いたたきを阻止するには、生活費の支援やになろう。雇用保険の加入に関し、こになろう。雇用保険の加入に関し、こになろう。雇用保険の加入に関し、これまでも年収要件の撤廃や労働時間要れまでも年収要件の撤廃や労働時間要になる。

給付制度の拡充」も有効である。
給付制度の拡充」も有効である。
にならない人でも、一定の条件を満たにならない人でも、一定の条件を満たにならない人でも、一定の条件を満たたまが国でも、教育訓練の受講やボランティア活動等の義務を課すなど、モラティア活動等の義務を課すなど、モラルハザードが起こらないように工夫を施したうえで、制度導入を検討してもなかろう。緊急措置として、すでに実かろう。緊急措置として、すでに実かろう。緊急措置として、すでに実施されている「訓練期間中の生活保障施されている「訓練期間中の生活保障施されている「訓練期間中の生活保障を対している。

規と非正規で雇用条件が違うのは当た き方の選択肢を拡大していくには、パ 非正規問題は解決されない。良好な働 り前だとの考えが容認されている間は とえ同じような仕事をしていても、 て通れない。冒頭に述べたように、 択肢を拡大していくには、どうしても 労働力人口の減少に向け、 の量の拡大と質の向上を同時に図り、 の抜け穴が探されることになる。 を対症療法的に禁止するだけでは、別 制限などが議論されているが、これら な法的整備が不可欠である るように、非正規雇用に関する総合的 え方に基づいた均等待遇の強化が避け 本筋である「同一労働同一賃金」の考 遣労働についても、均等待遇が図られ ト労働者のみならず、 他方、派遣労働の禁止や有期雇用 働き方の選 雇用 正 0)

